うきは市立御幸小学校いじめ防止基本方針　　※令和６年４月改訂

※はじめに

本校では、令和３年度から、めざす学校像「みんなが楽しい御幸小」を最上位の目標としています。この目標を実現する上で、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組は、何より大切にしなければなりません。以下に示す基本方針について、全教職員が共通理解し、学校だけでなくすべての関係者が連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

《御幸小学校いじめ防止基本方針の意義》

１　いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針，さらに，県のいじめ防止基本方針，うきは市いじめ防止基本方針を参考に，法を踏まえた対策が，総合的かつ効果的に推進されるようにするため，「御幸小学校いじめ防止基本方針」を策定することで，いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

２　この基本方針において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を利用して行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また，心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず，心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し，適切に対応します。

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

３　いじめは絶対に許されない卑怯な行為であり，人権侵害の最たるものであるとともに，「いじめはどの児童にも，どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し，児童の尊厳を保持するため，学校だけでなく，すべての関係者が連携して，いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

※教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは，法の規定に違反し得ることを全職員で確認する。

※性的少数者等，特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については，当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

《いじめの防止》

４　児童をいじめに向かわせないための未然防止に，全教職員一致協力して取り組みます。そのために，分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に，いじめについての共通理解，いじめに向かわない態度・能力の育成，いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り，自己有用感や自己肯定感を育み，いじめ防止に努めます。具体的には，学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

・命の大切さや友達との適切な関係を学ぶ道徳の時間の充実
（内容項目　B友情・信頼，C規則の尊重，C公正，公平，社会正義 の重点化）
・命を大切にする心を育む体験活動の充実（栽培活動や飼育活動）
・学級活動の充実
（話合いのルールの徹底　共通事項(2)-イよりよい人間関係の形成重点化）
・校長によるいじめに関する講話の実施（おはようボードの掲示、全校の集い等）
・人間関係をつくる教育活動の実施（特別活動の充実）
・いじめの防止等のための対策に関する校内研修の実施（夏季休業日の活用）

《いじめの早期発見》

5　日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち，いじめの早期発見に努めます。あわせて，定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組みます。具体的には，学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修(夏季休業中)
- いじめアンケート等の実施(毎月)
- 定期的な教育相談活動の実施(個人面談６月・１１月・２月)
- 相談・通報等を受けた時には，いじめという認識のもと，その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り，より客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- **いじめの早期発見のための「相談ポスト」の呼びかけ**

《いじめへの対処》

6　いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また，教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，学校相互間の連携を初め，関係機関・専門機関と連携し，対処します。さらに，重大事態が発生した場合は，教育委員会と連携するとともに，事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処(悪質な事案については警察に通報)していきます。

また，いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とはせず，少なくとも次の２つの用件が満たされていることを適切に見定め，判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安とする。）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

具体的には，以下の取組を実施します。

- 「いじめ・不登校対策委員会」の月１回開催
- 被害児童の権利利益を擁護するため，区域外通学や別室指導等の対応
- 出席停止制度等の適切な運用
- いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底
- 学校だけでは対応が困難な事案に対しては，教育委員会や専門機関と連携し，いじめの問題の早期解決に努める

《学校・家庭・地域と連携した取組》

7　学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載等の措置を講じるとともに，学校いじめ防止基本方針を入学時，各学年の開始時に児童生徒，保護者，関係機関等に説明し，学校，家庭，地域がいじめ防止に向けてそれぞれの役割を果たしながら，児童生徒の健全育成に関わる関係諸団体が連携して，情報交換と行動連携に努めます。また，学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ，達成目標を設定するとともに，適切に評価し，取組の改善を図ります。具体的には，学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- いじめに特化したリーフレットの家庭への配付や相談窓口の紹介カードの配付
- 家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容の周知
  ※　家庭訪問，地域懇談会，学級懇談会での啓発活動
- 県ＰＴＡ連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進

《組織の設置》

8　いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため，複数の教職員，スクールカウンセラー，青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し，定期的な協議を推進します。また，この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し，必要に応じて見直します。具体的には，学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

・スクールカウンセラーが入る「いじめ・不登校対策委員会」を学期に１回程度実施（必要に応じて実施回数を増やす。）
・「いじめ・不登校対策委員会」において，学期ごとの基本方針の実施状況の評価，点検の実施

《いじめへの対応》

9　いじめ防止に関する取組を可視化する。　　A（簡易）B（詳細）
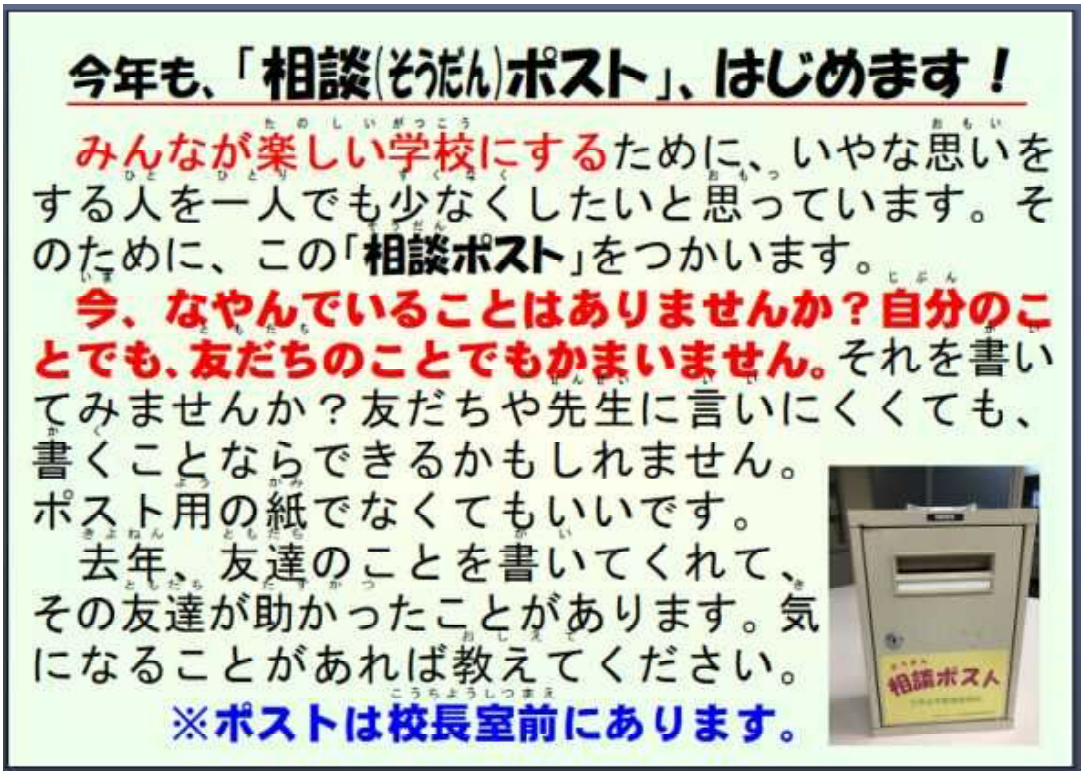
	いじめアンケート・教育相談・研修会	家庭・地域と連携した取り組み
4月	アンケートA	PTA総会（スマホ宣言）学級懇談会
5月	アンケートA	個人面談
6月	アンケートB　保護者アンケート　教育相談	講演会
7月	アンケートA	学級懇談会　　地域懇談会
8月	校内研修	
9月	アンケートA	
10月	アンケートA	人権学習公開
11月	アンケートB　保護者アンケート 教育相談	校区子育てと教育を進める集い
12月	アンケートA	人権講演会　　学級懇談会
1月	アンケートA	
2月	アンケートB　教育相談	
3月	アンケートA　（無記名）	学級懇談会